

611

第三十一回国
衆議院

委員長 堀川 恭平君

逢澤 寬君 荒

村瀨 宣親君 石

三十二年十二月十六日

山席委員

逢澤 寛君 大

出席國務大臣

一頁第一二號

建設政務次官

建設事務次官

11月11日

委員小金義照君辭任

住宅金融を庫沙入し、

首都圏の既成市街地

今日の会議に付した案第

堀川委員長　これより

STANDARD

つきましてお諮りいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長に御一任願いたいと

なりました内閣提出、住宅金融公庫法

にしたいと存じます。遠藤建設大臣。

住宅建設等促進法の一部を改正

100

第一条 住宅金融公庫法（昭和二十

土砂の排除その他の宅地の整備

該災害復興住宅の建設若しくは補

を加える。

を「十五年」を「十八年」

第二十三條第一項中「建設工事

(北海道防寒住宅建設等促進法の

Age Group	Percentage of Respondents
18-24	65
25-34	75
35-44	85
45-54	90
55-64	95
65-74	98
75+	99

法(昭和二十八年法律第六十四号)

ついては二十五年（すえおき期間

この法律は、公布の日から施行

地等に要する資金について住宅金融

とするとともに、災害復興住宅に

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

化的な生活を営むに足る住宅の建設

Age Group	1990	1995	2000	2005
0-14	22	20	18	15
15-24	18	20	22	22
25-34	20	18	18	18
35-44	15	16	17	18
45-54	12	11	10	10
55-64	8	9	11	12
65-74	5	4	3	3
75+	2	3	4	5

融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和二十五年に設立されたのでありますが、第二十六国会における住宅金融公庫法の一部改正により、昭和三十三年四月から、その貸付業務の一つとして、災害により滅失し、または損傷した住宅のすみやかな復興をはかるため、災害復興住宅に関する資金の融通を行うこととなりましたことは、御承知の通りでありまして、以来公庫は、一年有半の間、約三千六百戸の災害復興住宅について約四億八千万円の資金を融通し、住宅に関する災害対策の推進に寄与して参つたのであります。

ところで、災害復興住宅資金融通制度の実施状況及び台風第二十二号等による被害の状況等にかんがみまして、この制度を一そう実情に即応せしめるために、災害復興住宅についての移転及び整地資金の貸付、貸付金の償還期間その他につき若干の改正を行う必要が痛感されるのであります。

すなわち、台風第二十二号による災害の際に著しかったのでありますが、災害により各所にがけくずれ等が発生し、住宅敷地の被害がかなりあり、住宅復興をはかるために、これらのがけくずれ等に伴う敷地の復旧等を援助する必要が痛感されますので、災害復興住宅の補修に付随する当該住宅の移転または災害復興住宅の建設もしくは補修に付随して堆積土砂の排除その他の宅地の整備等を行う場合には、これに必要な資金を融通することができるとするものといたしました。この場合の貸付金の限度は、政令で定めることとするとともに、その償還期間は、建設に付

随する宅地の整備資金については、内地は十八年以内、北海道は三十年以内とし、補修に付随する住宅の移転及び宅地の整備資金については、十年以内とするものといたしました。

次に、災害復興住宅の貸付の状況を見ますと、貸付金の額が、罹災地における被災住宅の復興をはかるのに十分でないうらみがありますので、この際政令の改正により、災害復興住宅の建設及び補修の双方について貸付金の限度を若干引き上げたいと考えておりますが、これにあわせて貸付金の償還期間についても延長することとし、建設資金については、内地は十五年以内とあるのを十八年以内に、北海道は二十五年以内とあるのを三十年以内に、補修資金については、八年以内とあるのを十年以内に、それぞれ改めることといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○堀川委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許すことにいたします。三編義三君。

○三編委員 ただいま御提案になりました法案に対して、若干の質疑を申し上げたいのでありますが、私はその前に、幸いようは大臣もお見えになつておりますから、関連事項といったしまして、一応御説明願いたいと思つてあります。

それは、七月以降に受けました災害に對するところの復興の進捗状況についてであります。御承知の通り臨時国

会におきましては、外交におきまして、また内政面におきまして、非常に重要な案件がたくさん審議されるべきであつたのであります。当委員会といたしましては、この災害対策をどのように実施するか、これに対するところの法案の処置をどうするか、補正予算をどのように組むかということがその重点であつたのでございますけれども、ああいふ警職法といつた法案が突如として現れまして、国会が非常な混乱と停頓の状態になつたのであります。これに関連いたしまして、罹災区域の方々に非常に御迷惑をおかけしておるのでございますが、時期はだんだん冬季に入りまして、こうやつて寒外をながめまして、うららかな天気でありまして、しかし罹災者は、寒さと、また年末に迫り込まれて、非常な苦しい状況におられると思つて、特に東北地方の災害地域におきましては、昨今どのように過ごされておられるのか、工事の進捗の状況、そういったものとあわせて考えまして、非常に私たちは心を痛めておるわけでございますが、これらにつきまして、大体の復興状況につきまして、こまかいことを御要求申し上げるわけではございませんので、大臣から一つ総括して、まとめておられる程度でよろしゅうございませうから、お聞きしたいのであります。たとえば公共土木施設の災害復旧の状況、特に起債関係はどのように運営実施されているかといった問題、これに被害が非常に甚大でありましたところの、狩野川の特別処置によるところの復旧状態はどのように進んでおるか、住宅の復旧の状況、あるいは伊東市におけるところの堆積土の排土の状

況はどのようになつておるか、函南地帯の、あのたぐさんの流失木材が田畑を埋め尽していったところの、あの状態はどのように処理されておるか、特に千数百名に上るところの死者、行方不明者、依然としてどこになきながら埋もれているかわからないといったような状態における、そういう死体はどれくらいあるのか、こういった問題につきまして、大臣の把握しておられる程度でよろしゅうございませうから、一応この法案の審議に入る前に聞きましておきたい、このように考えます。

○遠藤国務大臣 台風第二十二号の被害のその後における復興状況についてのお尋ねでございますが、幸い去る臨時国会で補正予算の通過を見ることになりました。大体直轄河川の狩野川の直轄部分については、今年度中にその五割の工事をやり、補助河川の補助部分につきましては、三割の復旧工事をやるといふ予算を御決定願ひまして、予備費と補正予算と合せて大体六十三億ばかり金額がとつたのでございませう。災害の直後から復旧工事を急がせまして、ある部分については、県を立てかえ工事でもつてやらせるとか、その状況に応じて臨機措置をとつて参つたのでありますが、つい最近、補正予算が通過いたしました直後に、私

も現地の復旧状況を見て参りました。と申しますのは、中央において考へておつたことと実際の現地の実情とがびつたり符合しておるかどうかという点が気がかりになりましたので、私は現地を見て参つたのであります。現地を見て歩きますと、やはり若干手直しをしないではならぬところもあるようであります。しかし、その手直しの部分

は来年度の予算でやるということにいたしました。復興の大筋は大体きまり、そうして応急の工事は、大体堤防その他についても、現在七割ないし八割程度進んでおるところが多いようでありました。まだそれほど進んでおらないところもあるようでありますので、これは、すみやかに年度内に目標の三割程度の復旧をやるべしということ、現地の係官の奮励をして参つたような次第でございます。

いよいよこの通常予算を編成いたしました。来年度の復旧の本格的な工事に入る段階になつて参つたのであります。政府としては、いすれにしましても災害復興は優先的にやる考えでございます。本工事は、査定において認められておるその事業分量といふものを必ず実行しようということでありまして、その本工事の準備も、同時に進めるように奮励をしておるような次第であります。

なお住宅の問題については、流失家屋、あるいは半壊、全壊家屋等に対しては、応急の災害住宅といふものを建てて参りまして、例の小さな災害住宅はほとんどできました。そして公営住宅の建設に今入つておるわけでありまして、内地の方の分が四百二十七、北海道は二十二でできて参りました。大体住宅問題についても、すでに住むに家がないといったような人々はないようになつてきたと私は遠慮をしております。しかし、住宅問題はこれでは解決したわけではなく、今御審議願つておりますこの法律の成立によつて不足の分は補ひ、今までの住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を今提案

しておるわけですが、これによつて、非常に規模の小さいものは将来に備えて規模を大きくしていく、あるいは償還期限が短かくて非常に困るものについては、償還期限を延ばしていくというような措置を講じて、これは、単にその場限りの災害復旧でなくて、将来こういう方針でやっていくのだという、そういう大きな方針を打ち出して、災害復旧に一つのチャンスを得て、この住宅金融公庫法の改正をした、こういうふうなことをあわせて今考えておるわけでありませう。

非常に大きな災害でありましたが、地元の人々も大分安定して参りました。この間私は、狩野川の合同慰霊祭にも参りました。九百二十六柱の方々の慰霊祭には臨んで参りました。あれほどの大災害でありましたので、当分の間は自然自失といったような形でありましたけれども、だんだん落ちついて参りました。さあこれから復興だといふふうな機運が横溢しておることを私は見て参つて、非常に喜んでおる次第でございます。

ただ、荒廃した農地の復旧が少しおくれおるようであります。農地の復旧の問題は、いろいろ予算措置の問題等もありまして、多少おくれおるものであります。農地復旧を来年の三、四月ごろまでに一応の目録をつけて、一年間の食糧だけは獲得できるように、全部の復旧はできないにしても、食糧を自給できるような復旧を早くやらなければならぬという事で、今進めておるような次第であります。

なお起債の問題等については、自治庁とも相談して、だんだん今手続が進んでおります。ただし、起債がまだ

だ届かない分もありますので、それは、県の方で立てかけて工事をどんどん進める、こういう態勢でおりますので、その点を御報告しておきたいと思ひます。

○三編委員 大体順調に進んでおるようでございます。こういった場合におけるところの、従前よく問題になりましたのは査定額でございますが、これが、建設省と大蔵省とがずいぶん食い違つて、現地の仕事を進めていく上において苦勞されるということをお聞きしておるのですが、そういう問題は、どのようにおやりになつておりますか。

○遠藤國務大臣 その問題は、私は実は非常に喜んでおるわけなんです。今度の災害に関しては、大蔵省から無理な査定は一つもありませんでした。私は、大蔵大臣を弁護するために言つておるのではないのであります。事実そうであります。私の方でこれだけ必要だと言つて出したものは、全部認められました。従つて、そういう面における不平や欠陥というものは、私はないと信じております。むしろ私の方は、少し大目に見て予算をとつて参りましたので、狩野川あたりでは、年度内にその予算の消化ができないのではないかという心配すらあるくらいであります。また機会がございましたら、ぜひ一つ三編委員も見ていただきたいと思ふのですが、予算の面については、かなり大蔵大臣がよく見てくれたのであります。こつちの案通りに見ただけに私も非常に責任を痛感しておる次第であります。

○三編委員 まだ全然行方不明の死体というものは、相当にありますか。

○遠藤國務大臣 まだあるのでございます。まだ四百近く不明の者があるようですが、これは、どうしてもわからなないので。

○三編委員 ただいまの大臣の御答弁は、大体において静岡地区の災害復興状況の御説明をいただいたと思うのでありますが、どうか、先ほども申し上げましたように、東北関係も、降雪期に向つて非常に難渋しておられると思ひますから、こういった方面の復旧につきましても、格段の御配慮をお願いしたいと思つております。

そこで、ただいま御提案になつておりますところの法案につきまして、若干の質疑をいたしたいと思ふのでありますが、まず最初にお尋ねしたいのは、これは、前回の委員会におきましても同僚の東海林委員から質問なされて、それに対して住宅局長が御答弁になつておる問題であります。今度の改正によりまして、償還期限は延長されたわけでありませう。これは大へんけつこうだと思ふのでありますが、この貸付限度の引き上げ、これはどのように考へておられるか、これは、政令で定められると思ふのであります。が、そのお考え、どういふ案を持つておられるか、これがいつ決定されるのか、これにつきまして御答弁願ひたい。

○鬼丸説明員 お尋ねの貸付限度額の引き上げにつきましては、政令で規定されておりますので、これを改正することによつて措置したいと考えております。現在の金額の限度は、建設におきましては、内地が二十五万円、北海道が三十五万円でございます。これを、政令を改正いたしまして、内地三十万円、北海道四十六万円にいたし

たいと考えております。同じく補修につきましては、現行が全国一律に十二万円でございますが、これを十五万円に改めたい、かように考えております。なお政令の改正につきましては、すでに諸般の準備を了しておりますので、法律の改正が成立いたしますと、直ちに政令を公布したい、かように考えております。

○三編委員 そこで、お尋ねしたいのでありますが、一般貸付及び災害復興住宅の貸付をなさるわけでありませうが、この場合における建築の坪の単価というものを、一体どれくらいに見ておられるか、そして通常市価との関係、これは、なかなか比較できない点もわかるのでありますが、平均した大体の常識的な単価との差額というものは、私はやはり相当にあるのじゃないかと思ふ。これが、また住宅建設の一つの隘路をなしているのではないかと、このことを考へますので、こういう点につきまして、政府はどのようにこの問題を把握しておられるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○鬼丸説明員 今回の貸付限度額を引き上げる際に、いろいろ検討いたしました結果、新しい引き上げられた限度額によつてどの程度の家が建つかということを簡単に申し上げますと、内地の場合でございますが、大体二万五千円で十二坪の家が建てられるというふうに考へております。そう申し上げますと、三編委員からお尋ねのように、一般貸付の場合は、現在の東京で申し上げますと、三万三千五百円の坪単価を認めておりますので、相当開きがあるようでございますが、これは、一般貸付におきましては、建設基準を相当や

ましく申しております。通常民間で建つ簡単な構造のものよりは、質のいいものを建てさせるようにいたしております。災害復興住宅の方は、迅速に、しかも比較的建築費の安いものを建ててもらおうという趣旨で、最小限度の、建築基準法に適合することはもちろんでございますが、一般貸付よりやや構造の点でも劣ると申しますか、軽いものを考へております。従いまして、坪二万五千円、十二坪、三十万円の家はこれで建ち得るというふうに考へておる次第でございます。

○三編委員 今度の改正案によりまして、災害復興住宅と一般貸付の災害特別ワケとの貸付の条件というものが、非常に近寄つてきたのであります。結果といたしまして、二本立ての形になつてきたのであります。この二本立てとなつた自然的な成り行きは一応了解するのであります。この際、一つこの二つのねらつてゐる点、この性格といふ点、こういう点について、明確にしたいだいた方がいゝのではないかと思ひます。

○鬼丸説明員 御承知のように、ただいままたお話がございましたように、住宅金融公庫の災害向け融資は、一般貸付からの特別ワケの制度と災害復興住宅の制度と、二本立てに相なつておりますが、この本質的な違いと申しますのは、一般貸付の方では、御承知のように三十坪以下の住宅について、二十坪まで貸し付け得るという制度になつております。ただ災害の場合には、据置期間を三年認めておりますことと、一般の場合のよう、抽せん方式をとらぬという点が普通の一般貸付と違ふところでありませう。

ところが災害復興住宅の方は、御案内のように、二十坪までの住宅について貸し付ける、しかも、先ほど申し上げましたように、金額の限度が、今回引き上げていただきますと、内地三十万円というふうに単価の点において差があるという事は、構造において一般貸付よりも少しく簡易なものに考えている、こういう点が、普通の住宅の場合と違ふわけでありまして、ただ災害復興住宅の場合におきましては、建てる場合だけでなく、補修についても、御承知のように貸付をいたしているわけでありまして、こういうわけで、被災地において、迅速に復興住宅の建設なりあるいは補修を進めていただくという趣旨でこの制度が設けられた点は、すでに御承知の通りでございます。相当しつかりした家を建てて、その償還能力のあるという方は、一般貸付の特別ワケにたよつていただき、また三十万をこえぬ限度で金を借りて、早く家を建てたいという方は、この災害復興住宅の制度によつて建てていただく、こういうふうに使ひ分けをいたすことによりまして、やはり両方の制度は、それぞれ必要であるというふうに考えているわけでありまして。

○三編委員 一応ごもつともな御説明であつたと思つておりますが、その資力がなくて災害復興住宅を建設したいという人は、ほんとうにおぼれる者はワラをもつかむといつたような気持ちで、それに飛びつかれると思つておりますが、さて実際の住宅建設という建前からいいますと、初めは、このほかに行き方はないと考へてやるわけでありまして、長い生活を通して考へますと、どうもあのときあつて、

資金も少いから、復興住宅の資金を借りてやつたけれども、少し安定してきまして、至るところに不満足な点ができてくる。そこで、いま一べん初めからやり直しをしなければならぬといつたようなことになる場合が、私は相当あると思ひます。だから、こういう場合におきましては、もう少しこの貸付のワケなりそれに関連する償還年限なりというものについて、今二つの立場で御説明になりましたけれども、何かそこに割り切れないものがあるわけなんです。この問題につきましては、またあとで御質問申し上げたいと思ひます。

次に、今も申しましたように、一たん融資を受けて建てたけれども、一生懸命努力いたしまして生活も安定して、こころ辺でもう一べん増築したいとか、あるいは新築したい、こういう場合はどうですか。この前の私の委員会における質問のときには、一年後であれば、増築の場合には、その対象になるというあなたの御答弁があつたと思ひますが、これは適用されますか。

○鬼丸説明員 増築につきましては、ただいまの御説のように、一年後には、九坪分までを限度といたしまして、標準建設費の七割の資金が融通されます。新築の場合でございますが、これは、率直に申し上げますと、たとえば同じ屋敷の中で、同じ人が離れの形で建てますと、一応形式は新築でございますが、こういうものは、増築として認められますので、こまかい構造とか間取りの関係は若干ございますけれども、そういう形で、実質的な新築の分は増築資金から借りられる、こう

いうことに考へております。そのほかの新築でございますが、これは、やはり一般の抽せん例によりまして、全然新規に申し込みをしていただく、こういうことに相なると思ひます。

○三編委員 その場合は、やはり償還金は、一応返納するわけですね。そういうことになりませんか。

○鬼丸説明員 今の、同じ方が同じ敷地内に増築の形で資金の貸付を受けました場合には、償還能力はもろろんきちつと審査されますが、今までの金の償還プラス新しい増築資金の償還、こういうことに相なるのでございます。

○三編委員 この災害特別ワケによるところの一般貸付の場合、据置期間は三年で、なお場合によつては延長三年間を認める、こういうことになっておるのですが、この災害復興住宅の場合には、据置期間は三年でありますけれども、延長が認められない、これは、どういふ考え方からこういう差別をされるのか、これをお聞きしたい。

○鬼丸説明員 一般貸付の特別ワケから融通する場合の住宅につきましては、据置期間三年を認めることができて、という趣旨でございます。三年以上を延長することはできません。三年を限度として据え置きを認めることはできる、こういう趣旨でございます。

従ひまして、一般の場合ですと、十八年プラス三年、二十一年というものが全体の償還年限になるわけでございます。今回提案されております災害復興住宅の償還期限の延長は、当然据置を三年認めるといふ趣旨になつておりまして、その据置三年を入れますと十八年以内といふことでございます。

次に、堆積土砂の排除が今度の貸付の対象となつたのでありますが、これは、必ずしも台風の被害でなくして、自然に、梅雨期その他で長いこと雨が降りまして、それがしみ込んでいつて、地盤のゆるみによつて、あるいは特質土壌のところ、こういうところが崩壊するのではありませんか、こういう場合の貸付はどうですか。住宅金融公庫法の施行規則の第一条第三号ですか、これによつて何か貸付の対象にされるのですか、その点ちよつと……

○鬼丸説明員 今回の改正法案に新しい制度として規定されました堆積土砂の排除その他の宅地の整備に対する貸付につきましては、この法案にも書いてございまして、災害復興住宅の建設もしくは補修に付随して行われるものに限られておりますので、この災害復興住宅に関する規定が発動されるような災害の場合にのみこの貸付が行われるわけでございます。従ひまして、散発的に、ちよつとした長雨がけくずれが起つたといふような場合には、この貸付の対象にならないといふふうに考へております。

○三編委員 まあ、そこら辺のところを感ずるのではありませんか。たとえば私に、私は非常に何か割り切れないものがある、長雨等のがけくずれによりまして、堆積土砂でどうにもならなくなつてきたといふ損害と、台風その他、お話しになりましたような大きな災害で相当の広範囲にわたつてたぐさの人が被害を受けた場合、全部合せて考えれば、そこに大きな差があるわけですから、個人からいふと、みな同じ被害を受けるわけですから、それに対して、仲間が大勢であつたら恩典に

浴することができて、仲間が少かつたら全然顧みられないといふこと、こういう点につきまして、どのように解釈しておられますか。

○鬼丸説明員 ただいまの三編委員の御説は、まことにごもつともな点もございまして、これは、災害復興住宅、あるいは住宅災害に対する根本的な問題だと思ひるのでございます。そこで、御案内のように、現在は、公営住宅を災害対策として建てる場合におきましても同様でございますが、この災害復興住宅の場合も、被害が地域的に相当な数かつた場合、すなわち家屋の滅失戸数が一つの災害で五百戸以上、あるいは一つの町村の家屋の滅失戸数が一割以上といふような場合、家屋災害復興住宅の制度は発動するといふことにいたしております。まあ、相当の被害があつた場合に、国としてめんどうを見るということをやはり一つの建前として考へて、やむを得ぬじやないかといふふうに思われるのであります。従ひまして、個々の場合はそれだけの自力なりあるいは別途の方法で解決していただく、こういうふうに考へておるわけでございます。

○三編委員 そりすれば、今言つたような場合は、たとえば災害でないとしても——災害でないといつたらおかしいですが、台風とかそういうものでもなく、長雨その他によりまして、がけくずれその他で土砂がくずれてきた、こういうことが相当戸数である場合は、やはりその対象になるわけですね。その辺の限度は、どのように考へておられますか。たとえばこの第三号では、前二号に準ずる災害で主務大臣

が指定するもの、こういったふうな規定が設けられてあるわけですが、その範囲、限度、そういうものについて御説明願いたい。

○鬼丸説明員 がけくずれ等の災害が相当した場合には、先ほども申し上げましたように、先ほどの被害高に達するといふ場合でなければ、やはり住宅の建設なり補修に付随して貸付を行わないといふのが、今回のがけくずれに対する貸付の趣旨でございますから、住宅そのものが相当の被害でなければ発動されない、こういうことになります。そこで、お尋ねのうち、先ほど申し上げました基準に準ずる場合、これは、個々の場合々々によりまして、大蔵省当局とも打ち合せの上発動することになっておりますが、大体五百戸とか、あるいは市町村の一割、それに近い被害高になった場合には、公庫法のこの規定を発動するというようにいたしております。

○三鋼委員 もう一、二点で終ります。

そこで、今回の法改正及び関係法令の改正によりまして、大体本年の七月一日以降の発生災害における当該地域が、その適用を受けるわけでありまして、これも、今御質問申し上げましたと同じような疑問を持つのであります。が、それ以前のこういった被災者、災害地の対策、これらの場合には、何らかの法の適用を受けないのであります。こういった矛盾というものを感ぜられないか。もちろん感じておられると思ふのであります。たとえば昨年の北九州におけるところのあの災害のときにおきまして、私たちは、国会を代

表して現地を視察いたしました。こういった問題をすみやかに取り上げて検討すべきであるというのを強く主張申し上げたのであります。が、力及ばずして、それがそのままに放置されたのであります。今度の場合は、大臣初め非常に御熱心でありまして、この対策が不十分ながら立てられた。しかし、七月以降のものは仕方ない、泣き寝入りだ、こういうことに対しては、何か割り切れないものを感ずるのであります。大臣は、こういった問題をどのようにお考えでございますか。

○遠藤国務大臣 政府としては、大被害があつた場合には、特別の取扱をするという建前をとつておるわけでありまして、住宅の方の問題について今度のこの対策を立てるについて、今年度内の災害をすつと見て参りましたが、住宅被害は、七月以降の災害のときに被害があつたのでございます。その以前の災害については、該当するような被害はなかつたのであります。そういう意味で、もちろん大きな被害があつたときには、それを適用して参りますけれども、今度は、七月以前にそういうものがなかつたということ、七月以降の災害ということにしたわけでありまして、これを一つ御了解いただきたいと思ひます。

○三鋼委員 私、今お尋ねしたのは、たとえば昨年の七月の九州の疎早、あの周辺における災害、ああいったものと今度の場合と、私はそんなに大きな差はないと思ひますが……。

○鬼丸説明員 今回の災害復興住宅制度の改正に当りましては、御承知のよう

かというところは、一つの立法上の問題でもございまして、しかしながら、一面融資の予算措置の問題もございまして、昨年度にさかのぼつて適用するといふことは、予算の関係から、あるいは立法論としても、ちよつと問題であるといふことに考えられますので、今年度の災害から適用するといふことが、立法的にも考えられたわけでございます。ただいま大臣からお答えがございましたように、今年度の災害と申しますと、住宅につきましては七月以降の、七月の十七号台風と今回の二十二号台風を救えば、それで十分でございますので、七月以降に決定されたよう

なわけでございまして、

○三鋼委員 それは、わかつておるのです。今年もつとさかのぼつてどうといふことは、実際問題としてないので、すから、そんなことを言つておるのではないのですが、たとえば、昨年の北九州におけるあの災害は、実にひどかつたのです。そのときに、やはりこういった処置をせよとすべきであるといふのが、委員会のみんなの方々の御意向だつたと思ふのですが、全然それに対する対策というものは、考えられなかつたと思ふのです。今度は、災害がそれよりまた大きかつたから、これに対する処置がとられた、こういうことになるのであります。実際流失があるいは破壊その他の被害を受けた人の立場からいくと、またその分量からい

き、昨年あれほど要望されておつたにもかかわらず、それが顧みられて、いろいろの処置がとられた、これはけつ

ところなのですが、私が言うのは、何か

そこに矛盾を感じる。今後、こういったことはあることなのです。私たちは、災害対策につきましても特別処置に對しまして、いろいろの考えを持つておるわけでございますけれども、今後の問題もありませんし、大臣といたしまして、こういった矛盾をどのように解決していこう——これは、今こうだといふことは、もちろん私御答弁を求めておるわけではないのであります。ただ、こういった現実の事態におきまして矛盾を感じる。為政者として、こういった問題をどのように解決していくべきか、今後の心がまえといひますか、そういうものに対して、大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

○遠藤国務大臣 ただいまの問題は、お話のように、昨年の分も同じように扱ひのが当然のことであつたろうと思ふのであります。ただ昨年は、予算の関係その他でそこまでの機運がでなかつた。おつしやる通り、公平の原則からいいますと、昨年のものも、そういうふうにはやらなければならなかつたのだらうと思ひます。ようやく今年になつてから、初めてこういう態勢ができた、おくれればせながら一般の要望にこたえてきた、こういうことでござい

ます。今後の問題としては、こういう方針で私はすつと將來いくべきである、こういうふうに考えております。

○三鋼委員 これで私終りますが、この改正案につきましては、私たちはもちろん異議があるのではありません。大へんけつこうだと思ふのであります。が、私は、やはり問題の核心に就いていないといふような印象を強く持つのであります。貸付額の引き上げと

か、償還期間の延長とか、こういった処置がとられておるのであります。私は、やはりもっと根本問題は、利率の問題だと思ふのです。五分五厘、これは、相当に勉強してあるわけでありま

すけれども、償還期間の延長といふことよりも、この利率を何とかもう少し下げていく方法がないか。と申し上げ

ますのは、何も好き好んでこういう災害にあつておるわけでありませんで、やはり天災よりも人災の面が相当にあるのではないかと批判も受けて

おります。いわゆる国の施策が——こういった河川改修その他の防災処置が十分とはいへなくとも、もう少し進捗

しておりましたら、こんなひどい目にあわなくて、うちを流されなくて、親兄弟を殺さなくても済んだわけなんです。こういった特殊なお気の毒な事態に陥らしたからには、やはりもう少し国が真剣に、住宅なら住宅復興の問題を考へてあげる必要があるのではないか。そういう点からいいますと、やはりもう少し政府資金をつぎ込みま

して、五分五厘を五厘でも一分でもこれを引き下げるような方向で、もう少し真剣に考へてもらいたい、私はこのように考へるのであります。これは、大へんけつこうなことでありまして、

でも、やはり大臣の腹がまえといふものも、大きくこれに対する影響力を持つておると思ひますので、確信ある御答弁をお願いしたい。これで私の質問を終ります。

○遠藤国務大臣 今三鋼委員のおつしやることは、まことにこもつともであります。私も、今後熱意を持って漸次整備をしていく、御趣旨のよう

な方向へ漸次持つていくように——一筆

にはなかなか参りませんけれども、漸次持つていきたい、こういうことを考えておる次第でございます。

○佐藤(虎)委員 上程に相なりました議案に對することが一つ、いま一つは、防火建築帯に對する補助金の問題、この二つを大臣に伺いたいと思ひます。

上程に相なりました償還年限の延長、すべての利率の問題については、満腔の賛意を表します。ただ私の大臣にお聞きしたいことは、この償還金に對しまして、税務署の、大蔵省の課税對象になるか否か。この償還金に對して、いわゆる事業所得でとられるかとれないかというところが一番おもしろいと思ひます。災害を受け、悲惨な思いをして金融公庫からお金を借りて、そして建築をする、この償還に對しまして、これは事業所得とか営業所得によつて得たものだからというので課税されるようならば、災害復旧の恩恵は何ものもない、こういうことで、その税は免除されるようになっておるかどうか、この点を一つお伺ひいたします。

○鬼丸説明員 公庫の金を借りましてそれを償還する場合、償還金利に見合う所得についての課税問題についてであります。これは、むしろその分につきましては、税を軽減されておるといふふうに考えております。実はちよつと余談になりますが、防火建築帯の融資を受けました場合に、公庫以外から銀行等の融資を受けて償還する場合、この場合は、実は今までかかつておるのが通常の状態でありましたが、国税庁の特別の計らいで、この場合も軽減しようという措置を最近とつております。

○佐藤(虎)委員 私は、軽減であつては、今日の法案が何ら意味をなさないと。災害を受けて融資を受け、その償還に對する十八年間の悩みのものは、偉大なものだと思ふ。むしろ免除すべきものだ。これを一つ、大臣、閣議で強調していただきたいことをお願いしておきます。

いま一つは、今三十四年の予算要求の段階に入つておるようであります。防火建築帯の共同建築に對しまして、補助が、昨年は一億しかなかった。実は先般、十一月二十五日に、静岡市において、不燃化建築帯大会が開かれたのである。そのときに、遠くは魚津を初めとし、九州、日本国じゆの各都道府県から参られまして、魚津の方々も、非常に防火建築帯というもののある意義であること、また安心して営業がなされるのだと言つて、非常に喜び、この補助額を、昨年度は一億でありましたが、むしろ十億にも増額していただいて、一日も早く安心して営業が営めるような建築帯にしたかどうかというところを、身をもつて体験した魚津の代表の方々からそのお話がありまして、なるほど私は堂に入つた演説だ、お話を、強く感銘して参つたのであります。そこで、私が、なぜ防火建築帯共同建築が必要であるかということに對しまして、その後その話を聞いて、直ちに消防庁に行つて、今までの火災率を調べました。火災率を調べますと、昨年度、消防庁に通告のあるのが三百五十億である、三十三年度は二百六十五億であります。ところが、これは一部報告であつて、店舗に飾つておつたものまで含めた金額は、約この三倍であらうと

思ふ。あるいは一千億になるであらう。その率からいたしますと、不燃化建設、いわゆる防火建設を行つたために、一年間に國費、いわゆる焼けなで済むものが三百億という偉大なものになる。こういうことは國家財政、國家の財源からかんがみて、昨年度は一億であつた、ところが三十四年度の予算要求といふものは、二億六千万を要求しておるようであります。そこで私は、この二億六千万では足りないと思ひますが、一応各都道府県の申し込みを査定しての住宅局長の予算編成に當る御要求だと、私はかように思ひますから、この二億六千万を、これだけをやつてくれたならば、むしろ三十四年度にこの建設が完成した場合には、日本の國費、日本の財産といふものが、一つの赤い火に焼かれないでも済むものが、少くとも年間三百億ずつくらいは助かるのではないかと、このことにかんがみて、大臣は、この防火建築帯の共同建築に對する補助金の二億六千万を、どうしたら獲得できるかできないかというところを見きわめて、一つ腹がまえをしつかりして御要求し、大臣の手腕のあるところを十分發揮していただきたい、かように思ふ。

○遠藤國務大臣 防火建築の問題についてお尋ねであります。御説もつともであります。大いに一つ私もふんどしを締めて、予算の要求をする考えであります。この防火建築帯の建築が、もう少し整備されて参りますれば、火災がだんだん減つて参りまして、國民經濟の点から見ましても、國家の全體の經濟の点から見ましても、非常に大きなプラスになつてくる、せいぜい予算もがんばるつもりですから、一つ

よろしくお願いいたします。

なお、住宅公庫への償還金の課税問題についても、これまでともつともでありますから、一そう強く關係當局へ要望する考えであります。御了承願ひます。

○佐藤(虎)委員 大臣の奮起を折つて、質問打ち切りといたします。

○堀川委員 東海林君。

○東海林委員 前の国会で私が災害住宅の復興につきまして要望した事項が、今回の法律改正並びに政令改正によりまして、相当程度実現する運びになつたことを喜ぶものであります。

そこで伺ひたいことは、これらの方策を実施する上において、住宅公庫の資金策策についての説明が何もないのですが、これは、どういふことになつてゐるんですか、その点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○鬼丸説明員 今回の法律の改正に伴ひまして、ある程度融資の額は、現在までにとつております希望をまともにして、これを今検討しております。が、貸付条件にはまる適格者が非常に多い場合を予想いたしました。今回の二十二号台風に伴う融資でせいぜい五億三、四千万円の額に上るだろうと考へられるのでございます。一方用意されております資金は、まだ現在約十二億でございます。従ひまして、今回の改正によりまして、十分貸付の希望に應ぜられるというふうに考へております。

わけなんです。従つて、こういうふうには貸付の道を広げながら、資金は考えないというところは、一面において、やはり末端における選考が相当嚴重になるおそれがあるということ、もう一つは、こういうふうには災害対策の方に金を回すことによつて、一般に予定されておる住宅をふやすという方の年度計画にやはり影響があるんじゃないかと思ひますが、そういう二点についての考え方を伺ひたい。

○鬼丸説明員 あの方のお尋ねから先にお答えいたします。約十二億の資金が用意されておると申しましたのは、今年度の公庫の当初の事業資金として、災害向け並びに地すべり関連住宅向けとして用意された資金のワケでございますから、これは、一般貸付住宅の計画には影響いたしません。

それからお尋ねの貸付の条件をよくしたり、道を広げても、実際に貸し付けられる金が案外少いんじゃないかというお尋ねでございますが、今回の制度の改正にあわせまして、公庫といたしましては、運用の面においても、従来の災害復興住宅制度の場合よりもできるだけこれを緩和すると申します。か、条件をいろいろ実情に即してゆるめようというふうに措置いたすことになつております。たとえば、農家の方がこの金を借りようという場合には、やはり固定収入、實際のお金の収入だけで判断するのは、なかなか条件にはまらぬという場合がございまして、たとえば自家用米を消費する、自分のところの野菜を消費する、などの収入に見るといふふうにしたしたり、あるいは扶養家族の状態

を調べまして、扶養家族一人当りの金額を三千円なら三千円と見まして、その残りの金が償還の金額として間に合うというふうな場合には貸し付けるとか、従来のような、一率に償還金額の六倍の収入がなければならぬというふうな方針を少し緩和いたしまして、実情に合うように運用して参りたいという考えであります。

○東海林委員 だいたい官房長のお話の通りであると、まことにけっこうだと思ふのでありますが、私どもが過去に経験する場合は、どうも中央のそういう考えが、末端の取扱い機関には非常に徹底してないというところがあるのです。これは、少し話は違ふのですが、よく災害の際の営農資金なんかを農林中金なんかに取り扱う場合に、非常にその点が中央の考えと一致しなかつた事例を、私は実際に経験しておるわけなんです。今の官房長の御説明の通りに、実際の末端においてそれが完全に行われるように、特に監督指導を厳重に願ひするということを申し上げまして、質問を終わります。

○堀川委員 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私、三編委員の質問に対する局長の答弁と、この法律の運営について少し疑問があるので、お聞きしたいと思ふのであります。

その一つは、災害復旧住宅と一般貸付の災害ワクの二本立てをとつておられる。それについて、二本立てをとつておられるのはどういふ理由かという場合に、その資力を考へるといふお答えなんです。そうして災害復旧の場合には、二十坪以下を対象にいたしまして、一般の場合には、三十坪以下で二十坪までの住宅、こういうことをお答えに

なつておるのですけれども、災害被害者の方で資力がある場合には、そのいづれかを自由に選択をするという制度になつておれば、私は矛盾はないと思ふのですが、そこはどうかなんです。

○鬼丸説明員 資力がある場合には、災害復興住宅と一般貸付の特別ワクの住宅、どちらでも受けられるわけでございます。なおその資力の点の説明がちょっと足りませんが、一般貸付の住宅の融資を受けます場合には、資力—償還能力でございますが、将来に向つて返せるという償還能力という意味が、むしろ大事になつておるわけでございます。

○山中(吾)委員 その償還能力ありと見込みをつけた場合に、一般の貸付を受けるか、災害住宅の貸付を受けるかという選択の自由を住民に与えておれば、問題はなかりと思ひます。なぜかといひますと、先ほど三編委員が質問されたように、そのあとで増築または新築をするときには、貸付をすることになつておるかどうかという質問に、局長は、増築はいい、新築の場合にはうまいかぬから、その住宅地の中で離れのようものを立てれば、増築と見なすというふうな無理な解釈をせざるを得ないのは、今のよう二本立てから来ておるものであらうと私は思ふのです。住民の立場から考えますと、この二つの制度があれば、最初からこの災害のあと本建築をしようという意思のある場合、この人に自由にこの二つの制度を選択せしめるということが、正しいと思ふのですが、それを別々の制度をとつておると、被害者は、二十坪以下で非常に簡単な、坪単位は二万五千円という制限をして、それ以上はいけ

ないという思想の上にすべて災害立法を立てておるとすれば、私は基本的に一つ疑問がある。そこに、運営上住民の意思というものは無視されて、こちらで一つの災害立法の型を持つていて押しつけるし、またやむを得ずという簡易な建物を建てておいて、二、三年のうちに本建築をしたいという場合には、今のよう無理な解釈をして、ある限度以上は一般の貸付の適用を受けさすことができないという矛盾が出ているのではないか。それについて、私は運用上疑問を感ずるので、今御質問しているわけでありませう。

○鬼丸説明員 だいたいお尋ねでございますが、資力、特に償還能力が十分でございます場合は、一般貸付によつても、こちらの災害復興住宅によりまして、どちらでもつけようございませう。一般貸付のワクも相当ございませう。従来の実績から見ますと、そういうどちらでも選べるという形になつておりますけれども、一般貸付の方の融資のケースは、比較的少ない結果になつております。

○山中(吾)委員 間違いないでしようね。それは、被害者がこの機会に本建築をやつてみるという場合に、それで災害者と同じ有利な条件で、大きい坪数にも適用されますか。

○鬼丸説明員 先ほど申し上げましたように、一般貸付の特別ワクというのは、三十坪以下の建物について、選考で貸付を決定いたします。もし償還能力が十分あるということで御希望があれば、間違ひなく一般貸付からお貸しできるというふうになつております。

○山中(吾)委員 わかりました。それ

ならば、この運営にその支障はないと思ひます。

さらに、先般青森地方に視察に行つたときに、こういう例があるのです。ある地域の部落が、例年のように水害がある。そうして例年大体土台を一メートル以上上げれば、その住宅はいつとも安全であるのだ、移転をしなくても、いわゆる防水害建築といひますか、水害を避けるための特別の建築構造を持つて、毎年のように水害にならぬでもない。そういう場合に、相当費用がかかると思ふのですが、こういう熟語はないと思ひますけれども、いわゆる防水害建築というふうな言葉と對比して、防水害建築というふうなことを考へて、住民が建築計画を立てて補助を申請したときに、これが適用されるかどうか。これは、そういう面も同じように補助対象にして便宜をはかりさすれば、住民も非常に救われるし、移転をする必要がないわけなんです。これは、われわれが東北六県の視察をしたときに、私の印象に残つておる一つの特例なんです。

○鬼丸説明員 だいたいお尋ねの水害地における住宅の構造の問題でございますが、あらかじめ災害を防ぐという趣旨において、今回のようなこの災害復興住宅制度の対象とするにはできないのでございませう。ただ、お話の点はごもっともでございますので、今後住宅公庫の新築融資の建設基準におきまして、お話を点々繰り込むように検討をいたしたいと考えております。

○山中(吾)委員 また来年水害がどこかであるのでしようが、それまでに、そういう住民の申請に対して、適用できるような解釈というか、そういう措置

を官房長が今言明されたと思ひますので、よろしく検討していただきたいと思ひます。

それから第二点に、これも三編委員から質問があつたのでありますが、災害特別ワクによる一般貸付と災害復興住宅の場合の償還期間です。一方は据置三カ年の特例があるため、結局は、一般の場合については十八年と三カ年の据置で二十一年、それから他の場合には十八年という御説明なんです。そこで、その考えは、一般の場合には二十一年猶予し、災害の場合は十八年でたくさんであるという思想に立つておるのは、どういふところから来たのですか。

○鬼丸説明員 災害復興住宅の償還期間を、据置を含めて十八年といたしまして、先ほど申し上げましたように、一般貸付の場合の災害向けの分と三年の開きがございませうが、これは、建物の構造、質の点で、一般貸付の住宅と多少違ひますので、先ほど申し上げましたように、多少災害の方が落ちるものだから、やはり三年の差異が適当であらうということ、それから十八年間見ますと、今回の三十万円の融資を五分五厘の利子をつけて返します場合には、償還額はおおむね月に三千円程度に相当するのでございませう。そこで償還額が三千円程度ですと、一般貸付の場合は、フルにこれを借り入れますと四千万以上の償還額になります。この月々の償還金額とのかね合ひから考えまして、十八年と二十一年の差があるのは妥当ではないか、かように考へておるわけでございます。

○山中(吾)委員 一般的に言いますと、被害者の方の償還期間が短かく

て、一般の方が長いというその考え方が、逆じゃないか。ただ官房長の話の中には、災害復興住宅の場合には、簡易住宅で安いものであるから、一般の家屋の貸付額より少いというが、常識的に考えれば、その答弁の通りだと思ふ。そこで、先ほど私質問いたしましたように、資力のある者は一般の住宅、あるいは災害の特別貸付の住宅だ、どちらも選択ができるというお話であります。住民本位で考えていきますと、普通に考えますと、私は、こ

ういふ被害者の場合について、償還期間をより短かくするという思想に、何か逆なものがあるように思ふのです。実際問題として、先ほど言つたように、被害者の中で本建築をしたいといつて願ひ出る場合も、たくさん出てくる。そしてまた、先ほどの青森のよう

な場合は、防水害建築などということとを考へて参りました。それを、官房長の方で適用できるように来年度なりに検討することになつてくると、ここに、災害被害者の場合に、償還期間を短かくするという事を矛盾して

くるように思ふので、その辺、もう一度お聞きしたい。

○鬼丸説明員 今回の改正におきましては、災害復興住宅の償還期間を三年延ばしまして、一般貸付の二十一年との差をむしろ縮めたわけでございます。すなわち、これ以上償還期間を延ばすことは妥当でないと考えられます

のは、先ほど申し上げましたように、災害復興住宅の質が一般貸付の住宅より多少落ちる。そうすると、木造建物の耐用年数も考えなければいかぬといふことから、この辺が、差を縮めて、まあ一ぱい一ぱいのところじゃなかろ

うか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山中(喜)委員 今の点はわかりました。これは、全体を総合的に、立法の思想を検討していただきたい。

それから最後ですが、北海道と内地の場合の補助の額に差がある。これについては、東北地方というよりなものについては、ほとんどこれと差別をつ

けられるという理由はないわけですか。ところが亜熱帯地方から亜寒帯地方にわたる細長い日本列島を前提として考へると、北海道とその他内地という区

別の仕方の中に、だいたい問題が出てくるはずだと思ふ。それで、こういうことを地域で限定するよりも、防害建築といふのですか、そういう建築構造で補助の額を差別をつける、そういう思想に切りかえられないでしょうか。先

ほど防火建築の話も出たのですけれども、そういう地域とにらみ合せながら、たとえば東北地方の防火建築とい

うふうな設計を提案をしてくる場合には、北海道と同じように補助額を多く

するといふことの方が、合理的であるように思ふのですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○鬼丸説明員 この災害復興住宅の制度の趣旨は、先ほどから申し上げておりますように、早く罹災者の方に家を建てていただく、こういうことから

出発しておりますが、北海道に限りましては、御承知のように、住宅公庫の融資にかかると住宅は、防害住宅でなければならぬ、こういうふうな防害住宅建設等促進法によつて規定されてお

りまして、防害構造になれば、単価も相当高いものになるわけでございます。その関係から、勢い貸付限度額が

高くなつておるわけでございます。しかし、お話の点も、御趣旨はよくわかりますので、内地の寒いところにつきましても、将来防害住宅のような問題を検討させていただきたいと思ひま

す。

○山中(喜)委員 大臣もはたで聞いておられたようですから、申し上げておきますが、そういう災害立法についての思想を再検討して、いろいろの今までの矛盾も、これからの問題について、別の角度からの御検討をお願いして、私の質問を終わります。

○遠藤國務大臣 今官房長と山中委員の問答を私聞いておつたのですが、どうも非常にいい議論で、何かあなたに賛成した方がいふような気がするのですが、そう急に賛成しますと、事務当局からまた怒られますから、十分検討してみたいと思ひます。

○堀川委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければ、本案に対する質疑は、これにて終了したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議がなければ、本案に対する質疑は、これにて終局いたしました。

これより本案の討論に入るのであります。討論の通告がありませんから、直ちに採決を行います。

これより採決を行います。住宅金融公庫法及び北海道防害住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本案は、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案可決に伴う報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議ないものと認め、さう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

〔参照〕

住宅金融公庫法及び北海道防害住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕